

藤枝市ビオトープ認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「生物多様性ふじえだ戦略」に基づき、市内におけるビオトープの保全及び創出を推進し、市民が自然と触れ合う機会及び場を創出することにより、生物多様性への理解と関心の向上及び地域における保全の取組の広がりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)ビオトープ 生物が生息又は生育する空間であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 在来種を中心とした生態系が形成されていること

イ 人の関与により適切な維持管理がされていること

ウ 継続的な保全が見込まれること

(2)シンボル種 当該ビオトープにおいて保全の対象として位置付ける生物をいう。

(3)藤枝市保全対象郷土種 市内に従来から生息・生育し、地域の自然環境を特徴づける在来種であって、市として保全及び継承が望ましいものをいう。また、選定にあたっては、地域性、生態系上の重要性、市民親和性等を踏まえ、専門家の意見を聴いて定める。

(制度の基本方針)

第3条 本制度は、次に掲げる3つの柱に基づき実施する。

(1)まもる 生態系及び生物の保全

(2)まなぶ 市民の学習・体験機会の創出

(3)ささえる 活動継続に向けた支援

(認定対象)

第4条 認定の対象は、市内において生物多様性に資する取組が実施される区域（以下「認定区域」という。）とする。

2 認定の申請は、当該区域において活動する団体が行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、農地（田んぼ、畑その他これらに類する土地）については、当該農地を管理する個人も申請することができる。

4 前2項の団体は、民間団体、事業者、地域団体その他市長が適当と認める者

とする。

5 農地（田んぼ、畑その他これらに類する土地）については、次に掲げる取組のうち3以上を実施しているものとする。

- (1)化学農薬・化学肥料の不使用又は低減
- (2)水環境の保全又は創出（冬季湛水、水場の設置等）
- (3)耕作方法の工夫（中干し調整、不耕起等）
- (4)生物の生息環境の確保（江、草地等）
- (5)畦畔・周辺環境の適切な管理

6 申請者は、暴力団員又は暴力団員と関係を有する者でないこと。団体の場合にあつては、その構成員に暴力団員が含まれていないこと。

7 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、認定対象とすることができる。

（認定基準）

第5条 認定基準は、共通基準及び項目別基準とする。

(1)共通基準

- ア 管理者及び所有者が明確であること
- イ 維持管理の目的及び内容が明確であること
- ウ シンボル種が在来種であること
- エ 認定後3年間は適切な管理が行われる計画があること
- オ 市民が見学可能である、又は活動内容が公開されていること
- カ 土地と一体として形成され、継続的に維持管理される区域であること

(2)項目別基準

ア 生物保全

- 一 一定の生態系が確保されていること（多様な生物の生息・生育が確認できること。概ね100㎡以上を目安とする。）
- 二 シンボル種が次のいずれかに該当すること
 - (ア) 静岡県レッドデータブック掲載種
 - (イ) 藤枝市保全対象郷土種
- 三 生物調査等の記録を有すること
- 四 外来種対策等の保全措置を実施し、又は実施する計画があること

イ 環境教育

- 一 環境学習又は体験活動を継続的に実施し、又は実施する計画があること

と

二 安全性及び利便性に配慮した整備がされていること
(認定区分)

第6条 認定は、次の区分により行う。

- (1)基本認定（共通基準を満たすもの）
- (2)生物保全型認定（共通基準及び生物保全基準を満たすもの）
- (3)環境教育型認定（共通基準及び環境教育基準を満たすもの）
- (4)総合認定（すべての認定基準を満たすもの）

(申請)

第7条 申請者は、次の書類を提出するものとする。

- (1)藤枝市ビオトープ認定申請書（第1号様式）
- (2)ビオトープ概要書（第2号様式）
- (3)位置図・区域図（国土地理院地図等）及び写真台帳（区域及びその周辺の現況）
(第3号様式)
- (4)区域の面積が分かる資料（地図上での計測、図面への寸法記載その他概ねの面積が確認できるもの）
- (5)団体概要書（第4号様式）
- (6)団体の規約、定款、総会資料、会員名簿等、団体の活動実態が確認できる書類
(市長が必要と認める場合に限る。)
- (7)誓約書（第5号様式）
- (8)生物調査・シンボル種記録書（生物保全型認定又は総合認定を申請する場合に限る。)
- (9)環境教育活動計画書（環境教育型認定又は総合認定を申請する場合に限る。)
- (10)冊子やチラシ（環境教育型認定又は総合認定を申請する場合で、該当がある場合に限る。)
- (11)その他市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査するものとする。

2 審査は、次に掲げる手順により行う。

- (1)事務局による書類審査及び必要に応じた現地確認
- (2)藤枝市ビオトープ認定委員会による審査

- 3 市長は、認定に当たり、前項第2号の認定委員会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、認定の結果について、環境審議会に報告するものとする。
- 5 市長は、審査に必要があると認めるときは、申請者に対し追加資料の提出又は説明を求めることができる。

(認定)

第9条 市長は、前条の審査の結果、基準に適合すると認めるときは、認定の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に対し、藤枝市ビオトープ認定審査結果通知書(第6号様式)により、その結果を通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により認定したときは、当該申請者に対し認定証(第7号様式)を交付するものとする。

(認定期間)

第10条 認定期間は3年とし、更新することができるものとする。

(変更の届出等)

第11条 認定を受けた者は、申請内容に変更があったとき又は取り消すときは、藤枝市ビオトープ認定変更届兼申請書(第8号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の変更のうち、次に掲げる認定内容に影響を及ぼす変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1)認定区域の変更

(2)シンボル種又は保全対象の変更

(3)活動内容の変更で認定区分に影響を及ぼすもの

(4)管理者又は活動主体の変更

(5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める変更

- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、藤枝市ビオトープ認定変更承認通知書(第9号様式)により、その結果を通知するものとする。

(公表)

第12条 市長は、認定区域について、その名称、所在地、概要その他必要な事項を公表することができる。

(支援)

第13条 市は、認定を受けた者に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 専門家活用支援
- (2) 補助金の交付
- (3) 認定看板の交付
- (4) 情報発信及び普及啓発
- (5) その他市長が必要と認める支援

2 前項に規定する支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第14条 認定を受けた者は、年1回、活動状況についてビオトープ活動状況報告書(第10号様式)により、市長に報告するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、追加の報告を求めることができる。

(取消)

第15条 市長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請を行ったとき
- (3) 適切な維持管理が行われていないと認められるとき
- (4) この要綱に違反したとき
- (5) その他市長が不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したとき又は第11条第1項により取消の申請を受け、承認するときは、藤枝市ビオトープ認定取消通知書(第11号様式)により、当該認定を受けた者に通知するものとする。

(認定の更新)

第16条 認定の更新を受けようとする者は、認定期間が満了する3か月前までに、藤枝市ビオトープ認定更新申請書(第12号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により更新を行ったときは、その結果を藤枝市ビオトープ認定更新結果通知書(第13号様式)により、申請者に通知するとともに、認定証を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第17条 認定証を紛失し、又は毀損したときは、藤枝市ビオトープ認定証再交付申請書(第14号様式)により、再交付を申請することができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。